

ID: 103

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	聖籠町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則 第7条		
例規番号	平成3年 規則第1号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の再交付) 第七条 受給者は、受給者証を破損、汚損又は紛失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記様式第五号)を町長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日